

保育所等の入所に関する確認書(同意書)

※以下の各項目については、適切な保育所等への入所や運営を行うための事項です。
確認事項をよくお読みのうえ、ご署名ください。

No.	確 認 事 項	確認欄
1	入所手続きに必要な書類は、不備・記入漏れが無いか確認し、必ず提出してください。 書類に不備や未提出がある場合は、保育所等へ入所できません。	<input type="checkbox"/>
2	申込後または保育所等へ入所後、支給認定の要件に変更が生じた場合(※)は、1ヶ月以内に役場へ「支給認定申請書(変更)」及び「就労証明書」などの保育が必要な証明書を必ず提出してください。提出がない場合は、その時点で退所となります。 ※支給認定の要件に変更が生じる例 ・「職場が変わった」または「仕事を辞めた」場合 ・「妊娠したため、仕事に行っていない」または「出産した」場合 ・「怪我や病気などで長期入院になった」場合 上記以外にも変更申請が必要になる場合があります。 また、就労証明書等の提出をされた次の月からの認定変更になります。	<input type="checkbox"/>
3	求職中の場合は、3ヶ月以内に就労しなければ退所となります。 就労が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
4	保護者が育児休業を取得する場合、既に保育所等に入所された児童については、保護者の希望により、育児休業開始月から復職予定月までの継続入所を認めます。 希望される場合は、「産前産後休暇・育児休業予定届」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
5	保育所等を退所する場合は、原則として退所を希望する日の2週間前までに「保育所等退所願」を役場へ提出してください。保育料は、月途中で退所の場合も、1ヶ月単位となっておりますので日割計算されません。 やむをえず休園した場合又は自己都合により登園できなかった場合も、日割計算されません。	<input type="checkbox"/>
6	町外へ転出される場合は、その月までの入所となります。転出が決まりましたら、すぐに役場福祉課に連絡をお願いします。引き続き南関町内の保育所等へ入所希望の場合は、転出先の市町村で手続きをされるとそのまま継続して保育所等を利用できる場合があります。手続きには時間がかかりますので早めにご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
7	保育所等入所後、保育料は納期限内にお支払いください。 なお、保育料の未納が3ヶ月以上になった場合は、保護者の同意を必要とせずに、児童手当で支給される手当額を保育料として徴収する「児童手当特別徴収」を行います。 (※認定こども園、公立保育園を除く)	<input type="checkbox"/>

南関町長 様

保育所等の入所につきまして、上記事項について同意します。
なお、記載事項を守らない場合は、保育所等を退所となることに同意します。

(署名欄) 同意年月日 年 月 日

住 所 南関町大字 _____

保護者名 _____ (印)

入所(申込)児童名 _____

保育所等の入所に関する確認書(同意書)

※以下の各項目については、適切な保育所等への入所や運営を行うための事項です。
確認事項をよくお読みのうえ、ご署名ください。

No.	確 認 事 項
1	入所手続きに必要な書類は、不備・記入漏れが無いか確認し、必ず提出してください。 書類に不備や未提出がある場合は、保育所等へ入所できません。
2	申込後または保育所等へ入所後、支給認定の要件に変更が生じた場合(※)は、1ヶ月以内に役場へ「支給認定申請書(変更)」及び「就労証明書」などの保育が必要な証明書を必ず提出してください。提出がない場合は、その時点で退所となります。 ※支給認定の要件に変更が生じる例 ・「職場が変わった」または「仕事を辞めた」場合 ・「妊娠したため、仕事に行っていない」または「出産した」場合 ・「怪我や病気などで長期入院になった」場合 上記以外にも変更申請が必要になる場合があります また、就労証明書等の提出をされた次の月からの認定変更になります。
3	求職中の場合は、3ヶ月以内に就労しなければ退所となります。 就労が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。
4	保護者が育児休業を取得する場合、既に保育所等に入所された児童については、保護者の希望により、育児休業開始月から復職予定月までの継続入所を認めます。 希望される場合は、「産前産後休暇・育児休業予定届」を提出してください。
5	保育所等を退所する場合は、原則として退所を希望する日の2週間前までに「保育所等退所願」を役場へ提出してください。保育料は、月途中で退所の場合も、1ヶ月単位となっておりますので日割計算されません。 やむをえず休園した場合又は自己都合により登園できなかった場合も、日割計算されません。
6	町外へ転出される場合は、その月までの入所となります。転出が決まりましたら、すぐに役場福祉課に連絡をお願いします。引き続き南関町内の保育所等へ入所希望の場合は、転出先の市町村で手続きをされるとそのまま継続して保育所等を利用できる場合があります。手続きには時間がかかりますので早めにご連絡ください。
7	保育所等入所後、保育料は納期限内にお支払いください。 なお、保育料の未納が3ヶ月以上になった場合は、保護者の同意を必要とせずに、児童手当で支給される手当額を保育料として徴収する「児童手当特別徴収」を行います。(※認定こども園、公立保育園を除く)

南関町長 様

保育所等の入所につきまして、上記事項について同意します。
なお、記載事項を守らない場合は、保育所等を退所となることに同意します。

(署名欄) 同意年月日 年 月 日

住 所 南関町大字 _____

保護者名 _____ (印)